

## 序章 計画策定にあたって

### 1. 背景

我が国では、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度等により、世界でもトップクラスの平均寿命と高い保健医療水準を達成しています。しかし、急速な高齢化、生活スタイルや意識の変化などにより、生活習慣病（糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症等）を中心に医療費は増加傾向にあります。そのため、平成 20 年度から生活習慣病の予防を目的とし、メタボリックシンドロームの概念に基づく特定健康診査・特定保健指導の実施が、高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険者に義務付けられました。

第 3 期特定健康診査等実施計画では、そうした取組をさらに推進し、健康づくりの気運を高め、特定健康診査・特定保健指導の実施率を向上させていくこととしています。

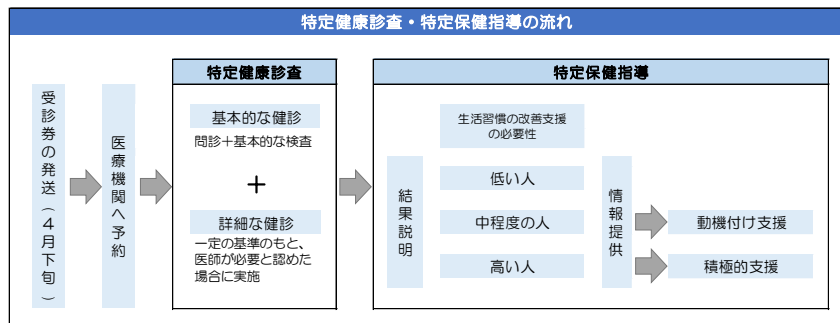
### 2. 特定健康診査・特定保健指導の意義

#### (1) 特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものです。

#### (2) 特定保健指導

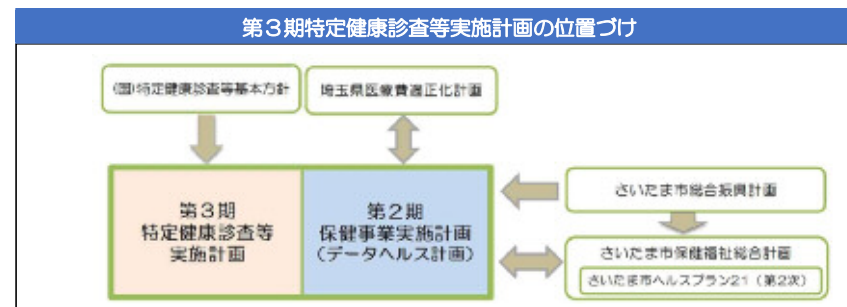
内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものです。



### 3. 第 3 期特定健康診査等実施計画の位置づけ

特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条及び特定健康診査等基本指針に基づき、さいたま市が策定する計画です。

計画策定にあたっては、「埼玉県医療費適正化計画」及び「さいたま市ヘルスプラン 21」との整合性を図り、第 2 期特定健康診査等実施計画（以下「第 2 期実施計画」という。）及び第 1 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の実施状況を踏まえ、第 2 期保健事業計画（データヘルス計画）と相互に連携させながら、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けた取組とします。



### 4. 計画の期間

第 2 期実施計画までは 5 年を一期としていましたが、この計画では 6 年を一期とし、第 3 期特定健康診査等実施計画は平成 30 年度（2018 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までとします。

計画期間については、国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の規定により、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の計画期間並びに特定健康診査等実施計画の計画期間が 5 年から 6 年に見直されたことを受け、改正されました。

	年度											
	平成 西暦	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022	35 2023
特定健康診査等実施計画		第 2 期特定健康診査等実施計画					第 3 期特定健康診査等実施計画					
保健事業実施計画（データヘルス計画）					第 1 期計画		第 2 期データヘルス計画					
						開始 見直し			中間 評価			開始 見直し